

# 岐阜市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱

〔平成26年2月12日〕  
〔各会派幹事長会議決定〕

改正 平成29年2月27日各派幹事長会議決定

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年岐阜市規則第10号。以下「規則」という。）第8条第5項の規定による収支報告書等の閲覧及び収支報告書等のホームページへの掲載（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （閲覧等の方法）

**第2条** 収支報告書等は、その写しを閲覧に供するとともに、岐阜市議会ホームページに掲載するものとする。この場合において、当該収支報告書等に記載されている情報のうち岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項各号に掲げる情報に該当する部分は塗抹するものとする。

## （閲覧等の時期）

**第3条** 収支報告書等の閲覧等は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に定める休日（以下「岐阜市の休日」という。）に当たるときは、その翌日）からすることができる。

## （閲覧場所）

**第4条** 規則第8条第2項に規定する議長が指定する閲覧場所は、岐阜市議会図書室とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧場所を変更することができる。

## （閲覧業務を行わない日）

**第5条** 閲覧業務を行わない日は、岐阜市の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

## （事務局職員の立会い）

**第6条** 閲覧に当たっては、議会事務局職員が立ち会うものとする。

**(写しの交付)**

**第7条** 閲覧をする者は、岐阜市情報公開条例の例により、第2条に規定する閲覧に供する文書（以下「閲覧文書」という。）の写しの交付を受けることができる。

**(閲覧をする者の遵守事項)**

**第8条** 閲覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧文書を複写し、又は撮影しないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食等をしないこと。
- (3) 議会事務局職員の指示に従うこと。

**(閲覧の中止又は禁止)**

**第9条** 議長は、前条の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

**(その他)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年2月12日から施行し、平成25年度以降に交付される政務活動費について適用する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 改正後の岐阜市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務活動費に係る閲覧等について適用し、同日前に交付された政務活動費に係る閲覧等については、なお従前の例による。